

第三者による保証

本報告書記載の環境情報の信頼性を向上させるため、(株)新日本環境品質研究所による第三者審査を実施し、その結果を以下に掲載しました。環境パフォーマンス指標の内、環境報告書審査・登録制度(日本環境情報審査協会 <http://www.jaoei.org/>)において定める重要な環境情報の正確性及び網羅性について審査が行われ、裏表紙に掲載しているJ-AOEIマークは本報告書に記載する環境情報の信頼性に関して、同協会が定める「環境報告書審査・登録マーク付与規準」を満たしていることを示すものです。



独立した第三者による保証報告書

2007年8月30日

横浜ゴム株式会社
代表取締役社長 南雲 忠信 殿

株式会社 新日本環境品質研究所
代表取締役

中心 昭弘

1. 保証業務の対象及び目的

当研究所は、横浜ゴム株式会社(以下、「会社」という)の委嘱に基づき、2007年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の会社が作成した「環境・社会報告書2007」(以下「環境社会報告書」という)に記載されている会社の環境パフォーマンス指標(環境会計情報及び環境報告書審査・登録制度において定める重要な環境情報^{*1})に関し、公正妥当と認められる環境・社会報告書の作成基準^{*2}に従って正確に測定、算出され、かつ重要な事項が漏れなく開示されているかどうかについて、独立の立場から結論を表明することを目的として保証業務を実施した。なお、環境社会報告書の作成責任は会社の経営者にあり、当研究所の責任は独立の立場から環境社会報告書に対する結論を表明することにある。

^{*1} 環境報告書審査・登録制度において定める重要な環境情報とは、日本環境情報審査協会が「環境報告書審査・登録マーク付与基準」(日本環境情報審査協会 平成17年9月)に規定するものをいう。

^{*2} 環境・社会報告書の作成基準は、「環境報告書ガイドライン2003年度版」(環境省)及び「サステナビリティ・レポートガイドライン2002」(Global Reporting Initiative)を基に、詳細情報について会社が定めた測定・算出方法によって補充された基準をいう。

2. 実施した保証業務手続の概要

当研究所は、「財務諸表監査以外の保証業務等に関する実務指針(公開草案)」(日本公認会計士協会 平成17年7月)、及び「環境情報審査実務指針」(日本環境情報審査協会 平成18年1月)に準拠し、主として質問、閲覧、分析的手続などの限定された手続を実施した。したがって、当研究所の実施した業務は、合理的保証業務に比較してより限定的な保証を与えるものである。

実施した手続の概要は以下のとおりである。

環境パフォーマンス指標について、その収集過程、集計方法を把握・評価し、試査の方法により証拠資料と突合・照合し、再計算した。また、サイト単位の環境パフォーマンス指標について現地往査^{*3}を実施した。

^{*3} 往査箇所は、会社の本社(平塚製造所)、平塚東工場、三島工場である。

3. 結論

保証業務手続を実施した結果、環境パフォーマンス指標(環境会計情報及び環境報告書審査・登録制度において定める重要な環境情報)について、公正妥当と認められる環境・社会報告書の作成基準に従っておらず正確に測定、算出されていないと認められる事項、または重要な事項が漏れなく開示されていないと認められる事項は発見されなかった。

4. 独立性

当研究所は、新日本監査法人の子会社として、公認会計士法、日本公認会計士協会「倫理規則」を遵守しており、会社と当研究所の間には、記載すべき利害関係はない。

以上